Ｊ０６４　歯肉歯槽粘膜形成手術
　１　歯肉弁根尖側移動術　600点
　２　歯肉弁歯冠側移動術　600点
　３　歯肉弁側方移動術　770点
　４　遊離歯肉移植術　770点
　５　口腔前庭拡張術　2,820点
Ｊ０６５　歯槽骨骨折非観血的整復術
　１　１歯又は２歯にわたるもの　680点
　２　３歯以上にわたるもの　1,300点
Ｊ０６６　歯槽骨骨折観血的整復術
　１　１歯又は２歯にわたるもの　1,300点
　２　３歯以上にわたるもの　2,700点
Ｊ０６７　上顎骨折非観血的整復術　1,570点
Ｊ０６８　上顎骨折観血的手術　15,220点
Ｊ０６９　上顎骨形成術
　１　単純な場合　21,130点
　２　複雑な場合及び２次的再建の場合　41,370点
　３　骨移動を伴う場合　72,900点
　注　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行われる場合に限り算定する。
Ｊ０７０　頬骨骨折観血的整復術　15,090点
Ｊ０７０－２　頬骨変形治癒骨折矯正術　35,100点
Ｊ０７１　下顎骨折非観血的整復術　1,240点
　注　連続した歯に対して三内式線副子以上の結紮法を行った場合は、650点を所定点数に加算する。
Ｊ０７２　下顎骨折観血的手術
　１　片側　13,000点
　２　両側　24,840点
Ｊ０７２－２　下顎関節突起骨折観血的手術
　１　片側　28,210点
　２　両側　47,020点
Ｊ０７３　口腔内軟組織異物（人工物）除去術
　１　簡単なもの　30点
　２　困難なもの
　　イ　浅在性のもの　680点
　　ロ　深在性のもの　1,290点
　３　著しく困難なもの　4,400点
Ｊ０７４　顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術
　１　簡単なもの
　　イ　手術範囲が顎骨の２分の１顎程度未満の場合　850点
　　ロ　手術範囲が全顎にわたる場合　1,680点
　２　困難なもの
　　イ　手術範囲が顎骨の３分の２顎程度未満の場合　2,900点
　　ロ　手術範囲が全顎にわたる場合　4,180点
Ｊ０７５　下顎骨形成術
　１　おとがい形成の場合　6,490点
　２　短縮又は伸長の場合　22,310点
　３　再建の場合　36,080点
　４　骨移動を伴う場合　54,210点
　注１　２については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。
　　２　４については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行われる場合に限り算定する。
Ｊ０７５－２　下顎骨延長術
　１　片側　22,310点
　２　両側　33,460点
Ｊ０７６　顔面多発骨折観血的手術　34,520点
Ｊ０７７　顎関節脱臼非観血的整復術　410点
Ｊ０７８　顎関節脱臼観血的手術　23,830点
Ｊ０７９　顎関節形成術　40,870点
Ｊ０８０　顎関節授動術
　１　徒手的授動術（パンピングを併用した場合）　990点
　２　顎関節鏡下授動術　7,310点
　３　開放授動術　22,820点
Ｊ０８１　顎関節円板整位術
　１　顎関節鏡下円板整位術　18,810点
　２　開放円板整位術　27,300点
Ｊ０８２　歯科インプラント摘出術（１個につき）
　１　人工歯根タイプ　460点
　２　ブレードタイプ　1,250点
　３　骨膜下インプラント　1,700点
　注　骨の開さくを行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０８３　顎骨インプラント摘出術
　１　２分の１顎未満の範囲のもの　2,040点
　２　２分の１顎以上の範囲のもの　6,270点
Ｊ０８４　創傷処理
　１　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点
　２　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点
　３　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,000点
　４　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点
　５　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点
　６　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点
　注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
　　２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
　　３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回を限度として100点を所定点数に加算する。